

日 銀 業 第 5 4 号

平成 2 9 年 2 月 8 日

取 扱 機 関
取 り ま と め 参 加 者 御 中
中 途 換 金 取 り ま と め 参 加 者

日 本 銀 行

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の一部改正に関する件

「事務連絡部署届」の提出にかかる事務の明確化または規程整備の観点から、
標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、
通知します。

なお、既にご提出いただいた「事務連絡部署届」について、届出内容に変更
がない限り、本件改正に伴う同届の再提出は不要ですので、念のため申し添え
ます。

以 上

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」中一部改正

○ 9. (2) を横線のとおり改める。

(2) ファクシミリ番号等の変更の連絡「事務連絡部署届」の提出

参加者取扱機関等または中途換金取りまとめ参加者となった場合には、「事務連絡部署届」^(注)を個人向け国債取扱店に提出して下さい。個人向け国債関係事務で使用するファクシミリ番号等（ファクシミリ番号、担当部署名および電話番号）をその後、担当部署または連絡先が変更するとなった場合にはも、予め必要事項その都度、同届を個人向け国債取扱店に連絡提出して下さい。

(注)「事務連絡部署届」の書式は、日本銀行ホームページ（「業務上の事務連絡」-「日本銀行（業務局・支店業務課）との諸取引にかかる提出書類」）に掲載しています。